介護予防訪問看護・訪問看護事業
重要事項説明書

指定居宅サービス事業所

医療法人　常磐会　いわき湯本病院

いわき健育会訪問看護ステーション

事業所番号　　０７７０４０８４４１

〒９７２－８３２１

いわき市常磐湯本台山６　２階

ＴＥＬ（０２４６）４２－３１９５

ＦＡＸ（０２４６）４２－３１９６

医療法人　常磐会
介護予防訪問看護・訪問看護事業　重要事項説明書

＜令和６年　11 月　１日現在＞

1　事業所の特色等

（１）事業の目的　：老人保健法に基づく指定老人訪問看護事業、健康保険法に基づく指定訪問看護事業、介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下、「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、医療法人常磐会いわき健育会訪問看護ステーション（以下、「事業所」といいます。）の看護師、その他の従業者（以下、「看護師等」といいます。）が、病気やけが等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が事業に規定される介護予防訪問看護及び訪問看護の必要を認めた、要支援状態または要介護状態にある障害者及び高齢者等（以下、「利用者」といいます。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

（２）運営方針　：①　事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。
②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的な事業の提供に努めるものとします。
（別　表１－１、１－２を参照）

（３）その他　：①　介護予防訪問看護・訪問看護計画の作成及び評価・報告
看護師等が、利用者の課題等を分析し、主治医の指示及び利用者の希望や心身の状況などを踏まえて、介護予防訪問看護・訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画」といいます。）を作成します。作成した訪問看護計画は利用者の同意を得た上で交付します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を毎月書面（訪問看護報告書）に記載して、主治医へ交付します。
②　従業員研修
事業所は、社会的使命を十分認識し看護師等の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

2　介護予防訪問看護・訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人　常磐会
代表者名	竹川　節男
所在地・連絡先	いわき市常磐湯本台山６ （電話）０２４６－４２－３１８８ （FAX）０２４６－４３－７３５４

3　事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人　常磐会　いわき健育会訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）いわき市常磐湯本台山６　２階 （電話）０２４６－４２－３１９５ （FAX）０２４６－４２－３１９６
事業所番号	０７７０４０８４４１
事業内容	介護予防訪問看護事業・訪問看護事業
管理者の氏名	渡邉　靜

（2）事業所の職員体制

職　種		人数	職務内容
管理者		１名	所属職員の指導監督及び運営の総括
看護師	常勤	７名	訪問看護計画書、報告書の作成及び訪問看護の実施
	非常勤	０名	
准看護師	常勤	０名	訪問看護の実施
	非常勤	０名	
理学療法士	常勤	５名	訪問看護計画書、報告書の作成及び看護業務の一環として、在宅でのリハビリを看護職員の代わりとして実施 看護師による訪問看護を利用していない場合は三か月に１回程度看護師が訪問
	非常勤	０名	
作業療法士	常勤	０名	同　　上
	非常勤	０名	
言語聴覚士	常勤	１名	同　　上
	非常勤	０名	

（3）事業の実施地域

いわき市　常磐、内郷、平、泉、遠野、好間（ただし、「別表３」の地域に限る）

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（4）営業日及び営業時間

営業日及び休業日		営業時間
営業日	月曜日から金曜日	８：３０～１７：００
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・８月１３日～１６日・ １２月３０日～１月３日	―

※営業時間外も 24 時間の対応が可能な体制にあり、その場合は携帯電話への直接連絡とします。

4　事業の内容

自宅で療養される利用者が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリ治療を行います。

5　利用料、その他の費用

（1）介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として利用者の負担割合に基づき、料金表の利用料金の１割または２割が利用者の負担額となります。（但し、一定以上の所得がある方は３割負担となります。）

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払いただき、事業所よりサービス提供証明書を発行します。

後日、サービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと、該当する利用料金の払い戻しを受けることができます。

（2）提供された事業の利用料金については、（別表２－１）から（別表２－５）の利用料金一覧表を参照してください。

6　利用料等のお支払方法

毎月２０日までに前月分の請求を送付しますので １ ヶ月以内に下記いずれかの方法でお支払ください。

①現金支払い　②コンビニ払い　③預金口座振替

※入金確認後、領収証を発行します。

7　事業所が提供する事業内容に関する苦情等相談窓口

（別表４ ）の利用者相談窓口及び苦情申し立て機関を参照してください。

8　事故発生時等及び緊急時における対応方法

（1）事業の提供を実施中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をし、適切な対応をします。

（2）看護師等は、前項についてしかるべき対処をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

（3）利用者に対する事業の提供を実施中に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族、並びに利用者に係る主治医及び居宅介護支援事業所等に連絡して、必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。

（4）事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因究明を行い再発防止に努めます。

9　損害賠償について

（1）看護師等は、利用者に対する事業の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族（保護者）等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族（保護者）等に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができます。

（2）看護師等は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入します。

１０　守秘義務

（1）看護師等は、正当な理由が無い限り、事業の提供にあたって知り得た秘密を保持します。

（2）看護師等が退職した後でも、在職中に知り得た秘密を漏らすことが無いように必要な措置を講じます。

１１　個人情報の収集または提供する場合の目的及び内容

事業所が次の内容の場合に情報を収集または提供するときは、利用者並びに利用者の家族の同意を得て行います。

（1）医療サービスを希望する場合の、主治医からの意見書の収集及び主治医への訪問看護計画の内容を提供。

（2）サービス担当者会議等における居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所への訪問看護計画の内容を提供。
（3）適切なサービスが提供できるように、主治医や居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所との連絡調整に伴う情報の収集及び提供。
（4）利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合に、訪問看護計画及び実施状況に関する情報の提供。
（5）その他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合に、訪問看護計画及び実施状況に関する情報の提供。
（6）事業所において利用者または利用者の家族の緊急事態発生の情報を得た場合、速やかに公的機関（救急車など）や医療機関へ連絡することでの情報の提供。
（7）上記（1）～（6）以外に情報提供及び収集しなければならない時は、事前に利用者並びに利用者の家族に説明し、同意を得て行います。

１２　情報の保存・開示義務

（1）事業所は、利用者の訪問看護計画及びその事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。
（2）利用者は、事業所の営業時間内にその事務所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、またはその複写物の交付を、実費相当の費用負担により受けることができます。
（3）利用者は、事業所の営業時間内にその事務所において、事業者が計画した事業計画書の閲覧ができます

１３　虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（1） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
（2） 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。
（3） 事業所において看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。
（4） 虐待防止に関する担当者を選定しています。
（5） サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係機関に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとします。

１４　災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

１５　事業継続計画の策定について

（1） 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
（2） 事業所は看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。
（3） 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

１６　衛生管理等

事業所は事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じるものとします。

（1） 事業所における感染症の予防、及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ります
（2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
（3） 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

17 ハラスメントの防止・対応

（1） 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じています。
（2） 利用者、利用者の家族からの各種ハラスメントについてのご相談は（別表 4）利用者相談窓口、もしくはいわき湯本病院ハラスメント防止担当者が承ります。
（3） 事業所は看護師等が利用者または利用者の家族からハラスメントを受け、相当と認められる場合はサービス提供を制限させていただく場合があります。

18 身体抑制の禁止

（1） 事業所は、利用者又は他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体抑制等は行いません。
（2） 身体抑制等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、同一法人内の規定に従って理事長に報告を行います。

19 看護学生臨地実習の受け入れについて

事業所は、看護学生の臨地実習を受け入れております。看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願いいたします。

（1）学生が看護援助を行う場合、事前に十分に説明を行い、利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
（2）学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
（3）利用者及び利用者の家族は学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
（4）利用者及び利用者の家族は学生の同行訪問を無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
（5）利用者及び利用者の家族は学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
（6）学生は臨地実習を通して知り得た利用者及び利用者の家族に関する情報について秘密を保持します。

20 その他、留意事項

（1）訪問を予定していたスタッフが体調不良等で訪問できない場合は、やむを得ずサービス提供を休止させていただく場合があります。その際、訪問が可能なスタッフがいる場合は、代行訪問を行う場合があります。訪問の振替のご希望がある場合は、その都度ご相談させていただきます。
（2）訪問看護ステーションからの理学療法士・言語聴覚士等による訪問を利用する場合、定期的な看護職員による訪問が義務付けられています。概ね 3 か月に 1 回程度看護師が訪問し、心身の状態の評価、療養上のアドバイス、主治医・ケアマネージャーとの連携等を行い、必要な看護ケアの提供を致します。
（3）サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業所の事業内容及び重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　住　所　　いわき市常磐湯本台山６
事業者　法人名　　医療法人　常磐会　いわき湯本病院
　　事業所名　　いわき健育会訪問看護ステーション
　　（事業所番号）　０７７０４０８４４１
　　代表者　　竹　川　節　男
　　管理者　　渡　邉　　靜　　印
説明者　職　名
　　氏　名　　印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業所の事業内容及び重要事項の説明を受け、これに同意します。
また、条項５－（２）に記載された（別表２－４）の加算対象となる場合、及び条項１１－（１）～（７）に記載された個人情報の収集または提供する場合について、これに同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者　住　所

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

署名代行者
住　所

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続　柄

署名代行の理由

家　族
住　所

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

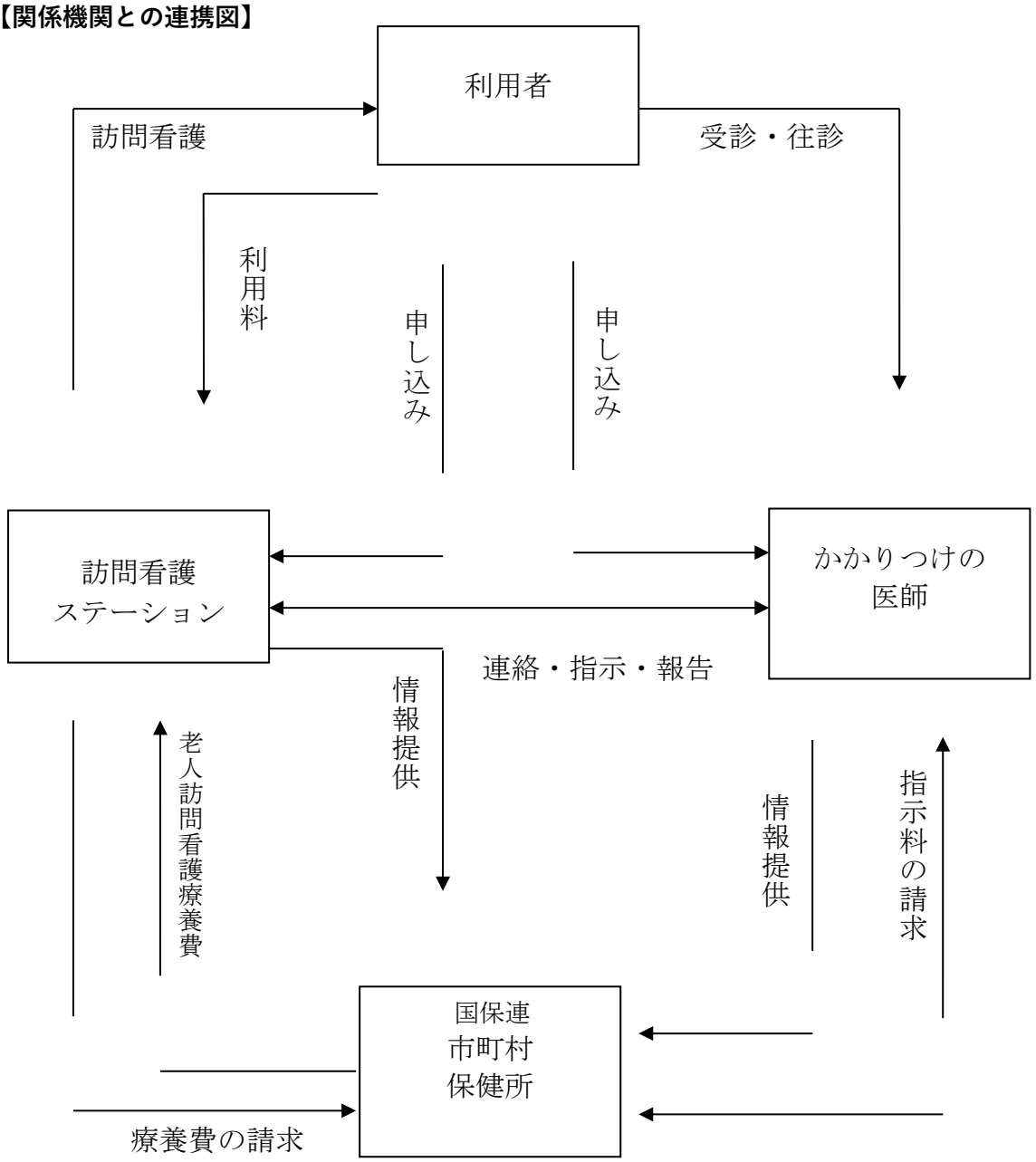
（別　表１－１）

他の保健・医療・福祉サービス提供機関等との連携状況

保健所との連携	保健師による保健指導と調整・連携を密にし、円滑に事業をすすめる。
市町村との連携	市の介護保険課・福祉課などと連携をとり、情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業をすすめる。
医療機関との連携	訪問看護実施に関する連携の具体的な方法について話し合い、訪問看護を実施する中で情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業をすすめる。
福祉サービス部門等との連携	市と協議・調整しながら、社会福祉協議会、ボランティアセンターと緊密に連携をとり、円滑に事業をすすめる。
その他	推進連絡会、事例検討会等を実施し、円滑に事業をすすめる。

（別　表１－２）

【関係機関との連携図】



（別　表２－１）　　訪問看護ステーション利用料金一覧表

[介護保険]（請求金額は下記単位に１０を乗じた額の負担割合証に記載された負担割合(1 割又は 2 割負担（但し、一定以上の所得がある方は 3 割負担となります。）

	利用料金		摘要
介護訪問看護費	(1)看護師が訪問看護を行った場合 ・所要時間が 20 分未満の場合 ・所要時間が 30 分未満の場合 ・所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 ・所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 (2)理学療法士等が訪問看護を行った場合 ・1 回（20 分）につき	 314 単位/1 回 471 単位/1 回 823 単位/1 回 1,128 単位/1 回 294 単位/1 回	・介護訪問看護費及び介護予防訪問看護費の(1)を准看護師が行った場合は各単位数の 90%で算定する。 ・居宅サービス計画に基づき算定する ・1 月あたり 20 人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供する場合は左記単位数の 90%で算定する 　また、同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合は左記単位数の 85%を算定 ・前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護師の訪問回数を超えている場合、理学療法士等の訪問 1 回につき 8 単位を減算する。介護予防訪問看護における理学療法士などの訪問が 12 月を超えて行う場合は 15 単位を所定単位数から更に減算する。 8 単位減算を算定していない場合は 1 回につき 5 単位を所定単位数から減算する。 ・精神訪問看護との同一日併算はできない
介護予防 訪問看護費	(1)看護師が訪問看護を行った場合 ・所要時間が 20 分未満の場合 ・所要時間が 30 分未満の場合 ・所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 ・所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 (2)理学療法士等が訪問看護を行った場合 ・1 回（20 分）につき	 303 単位/1 回 451 単位/1 回 794 単位/1 回 1,090 単位/1 回 284 単位/1 回	
【各　種　加　算】			
緊　急　時　訪　問 看護加算	緊急時訪問看護加算Ⅰ 緊急時訪問看護加算Ⅱ	600 単位/月 574 単位/月	（Ⅰ）①利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること （Ⅱ）（Ⅰ）の①に該当するものであること
特別管理加算	特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ)	500 単位/月 250 単位/月	・特別管理加算は、別表 2-5 に示す状態にあり、医療的管理が必要な者に計画的に管理を行った場合に算定する
看護体制 強化加算	看護体制強化加算(Ⅰ) 看護体制強化加算(Ⅱ)　*予防看護体制強化加算	600 単位/月 300 単位/月	利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算算定利用者が 50%以上及び特別管理加算算定の利用者が 30%以上で、前年にターミナルケア加算算定利用者 1 名以上である場合
早朝・夜間加算	訪問看護費　所要時間単位数に 25%加算/1 回		・早朝　6：00～7：59　　夜間　18：00～21：59
深夜加算	訪問看護費　所要時間単位数に 50%加算/1 回		・深夜　22：00～5：59
ターミナル ケア加算		2,500 単位/月	・死亡月前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施していること。(ターミナルケア実施後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合含む) ・24 時間対応体制が確保された事業所であること。 ・ターミナルケアの提供について訪問看護記録書に記録されていること ①終末期の身体症状の変化及びこの看護の記録 ②療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びケアの過程の記録 ③看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、アセスメント及び対応の経過の記録・主治医との連携の下、訪問看護に於けるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及び家族等に対して説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること
長時間訪問 看護加算		300 単位/回	・特別な管理を必要とする利用者に対し、利用者やその家族等の同意を得て、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行った場合
複数名訪問 看護加算	複数名訪問看護加算(Ⅰ)　30 分未満 複数名訪問看護加算(Ⅰ)　30 分以上 複数名訪問看護加算(Ⅱ)　30 分未満 複数名訪問看護加算(Ⅱ)　30 分以上	254 単位 402 単位 201 単位 317 単位	・(Ⅰ)は 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行った場合 ・(Ⅱ)は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合
ｻｰﾋﾞｽ提供体制 強化加算		6 単位/回	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出をした場合。
退院時共同 指導加算		600 単位/月	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に初回の指定訪問看護を行った場合
看護・介護職員 連携強化加算		250 単位/月	指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、当該事業所の利用者に対し、痰の吸引等の業務を円滑に行うための支援を行った場合

口腔連携強化加算	50 単位/月	・職員が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に月 1 回に限り加算 ・評価にあたり歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。（連携歯科医療機関等について届け出が必要）口腔栄養スクリーニング加算の算定者は不可
初回加算	初回加算（Ⅰ） 350 単位/月 初回加算（Ⅱ） 300 単位/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して （1）退院、又は退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合 （Ⅱ）退院等から 2 日目以降に看護師、リハビリスタッフが訪問看護を行った場合
中山間地等ｻｰﾋﾞｽ提供加算	所定単位数の 5%に相当する単位数を加算	別に厚生労働大臣が定めた地域に通常の事業の実施地域を越えて指定訪問看護を行った場合

（別表２－２）

[医療保険]

◆身体障害者手帳及び厚生労働大臣が定める疾病等（多発性硬化症、脊髄小脳変性症等）においては、利用者様負担が変わりますのでお問合せください。

◆国民健康保険、社会保険加入の方は総費用の 3 割負担

◆高齢受給者、老人保健受給者加入の方は総費用の 1 割又は 2 割負担（但し、一定以上の所得がある方は 3 割負担となります。）

訪問看護利用料

種別	利用料金	摘要
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	(1) 週 3 回まで訪問の場合 看護師 555 単位 准看護師 505 単位 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 555 単位 (2) 週 4 回以上の訪問の場合 看護師 655 単位 准看護師 605 単位 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 555 単位	週 3 日まで限度 週 4 日以上の訪問は下記の場合 ・基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等の利用者
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	(1)同一日に 2 人 ①週 3 回まで訪問の場合 看護師 555 単位 准看護師 505 単位 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 555 単位 ②週 4 回以上の訪問の場合 看護師 655 単位 准看護師 605 単位 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 555 単位 (2)同一日に 3 人以上 ①週 3 回まで訪問の場合 看護師 278 単位 准看護師 253 単位 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 278 単位 ②週 4 回以上の訪問の場合 看護師 328 単位 准看護師 303 単位 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 328 単位	老人ホーム、マンション等同一建物に居住している複数の利用者様に指定訪問看護を行う場合
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	850 単位	入院中、退院後に訪問看護を受けようとする場合に在宅療養に備え、一時的に外泊する場合

訪問看護管理療養費 （月の初日の訪問）	機能強化型 1 機能強化型 2 機能強化型 3 機能強化型以外	1323 単位 1003 単位 870 単位 767 単位	機能強化型訪問看護管理療養費は看護職員数、看護職員の割合、２４時間対応体制加算の整備、ターミナルケアの実施状況又は重症児の受け入れ状況、特掲診療料の施設基準等の別表 7 に該当する利用者の状況、介護サービス計画、サービス等利用計画等の作成状況情報提供や研修等の実績、訪問看護の提供体制の算定要件を満たす場合算定
訪問看護管理療養費 （２日目以降）	訪問看護管理療養費 1 訪問看護管理療養費 2	300 単位 250 単位	1①利用者のうち同一建物居住者が占める割合が 7 割未満であって、②に該当するものであること ②別表第 7 に掲げる疾病等の者、及び別表第 8 に掲げる者に対する訪問看護について合計月 4 人以上を有すること 2①利用者のうち同一建物居住者であるものが占める割合が 7 割以上であること ②①の割合が 7 割未満であって上記②に該当しない事
難病等複数回 訪問加算	(1) 1 日 2 回目訪問の場合 (2) 1 日 3 回以上訪問の場合	450 単位 800 単位	訪問看護基本療養費(1)又は(2)の単位に難病等複数回訪問(1)又は(2)の単位を加算

（別表２－３）

[医療保険]

その他加算	(1) 特別管理加算（月 1 回）	500 単位 250 単位	・特別管理加算は、別表 2-5 に示す状態にあり、医療的管理が必要な者に計画的に管理を行った場合に算定する（別表 2-5）
	(2) 24 時間対応体制加算（月 1 回）イ 24 時間対応体制加算（月 1 回）ロ	680 単位 652 単位	イ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 ロイ以外の場合
	(3) 長時間訪問看護加算	520 単位	・厚生労働大臣が定める長時間訪問看護を要する者であって週 1 日に限り算定(別に厚生労働大臣が定める者については週 3 回まで） ・人工呼吸器使用状態の場合 ・急性増悪等による特別指示の場合 ・特掲診療別表第 8 に該当する場合
	(4) 退院時共同指導加算	800 単位	・(4)を算定する方が別に厚生労働大臣が定める状態等にある場合は、特別管理指導加算として所定単位数に 200 単位を更に加算 ・月 1 回(別に厚生労働大臣が定める者は月 2 回まで)
	(5) 特別管理指導加算	200 単位	退院時共同指導を行った場合、(1)の状態等の場合
	(6) 退院支援指導加算 （長時間訪問看護加算の対象者）	840 単位	・1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合、又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合（退院日）
	(7) 在宅患者連携指導加算(月 1 回)	300 単位	
	(8) 在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算(月 2 回)	200 単位	
	(9) 緊急時訪問看護加算　月 14 日まで 月 15 日目以降	265 単位/日 200 単位/日	利用者又はその家族等の求めに応じ、主治医の指示に基づき、緊急に指定訪問看護を実施した場合
	(10)特別地域訪問看護加算	所定単位数の 50/100 に相当する単位数を加算	事業所から利用者宅までの移動に 1 時間以上を要する場合

	(11)看護・介護職員連携強化加算	250 単位	介護職員に対し、医師の指示の下で支援・連携した以下の場合 ・喀痰吸引等に係る計画書・報告書作成、緊急時対応への助言を行った場合 ・喀痰吸引等業務の実施状況の確認 ・安全なｻｰﾋﾞｽ提供体制整備、連携体制確保のための会議に出席
訪問看護 情報提供料	療養情報提供加算(診療情報提供料Ⅰ)	50 単位	保険医療機関が患者の同意を得て、入院・入所する医療機関等に情報を提供する場合に、訪問看護の情報を添付して紹介を行った場合 ・市町村の求めに応じ、利用者の同意を得て特掲診療別表 7・8 及び精神障害を有する者又は家族等の訪問看護の状況を示す文書を添えて、保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合 ・利用者の同意を得て、学校からの求めに応じ訪問看護に係る情報を提供した場合 ・医療機関等に入院・入所する場合に、利用者の同意を得て訪問看護に係る情報を提供した場合
	訪問看護情報提供療養費 1（月 1 回）	150 単位/月 1 回	
	訪問看護情報提供療養費 2	150 単位/月 1 回	
	訪問看護情報提供療養費 3	150 単位/月 1 回	
訪問看護ﾀｰﾐﾅﾙ ｹｱ療養費	訪問看護ターミナル療養費 1 （在宅）	2,500 単位	指定訪問看護事業所の看護師等が、在宅で死亡した利用者に対し、その主治医の指示によってその死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上指定訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるﾀｰﾐﾅﾙｹｱに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でﾀｰﾐﾅﾙｹｱを行った場合
	訪問看護ターミナル療養費 2 （特別養護老人ホーム等 看取り介護加算を算定している場合）	1,000 単位	
時間外加算 早朝･夜間加算	訪問看護費 (1)夜間・早朝に指定訪問看護を行った場合	210 単位	・早朝　6:00～7:59 夜間　18:00～21:59 ・訪問回数制限のある方は、自費利用に準ずる ・訪問回数制限の無い方は所定単位数に加算
時間外加算 深夜加算	訪問看護費 (1) 深夜に指定訪問看護を行った場合	420 単位	・深夜　22:00～5:59 ・訪問回数制限のある方は、自費利用に準ずる ・訪問回数制限の無い方は所定単位数に加算
複数名訪問 看護加算	(1)看護師、保健師等と訪問した場合	450 単位/回	特掲診療別表第 7、第 8 及び特別指示の利用者または身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等により、1 人での訪問看護が困難と認められる場合 ・(1),(2)は週 1 回限度、(3)は週 3 回限度
	(2)他の准看護師と訪問した場合	380 単位/回	
	(3)看護補助者と訪問した場合	300 単位/日 1 回 600 単位/日 2 回 1,000 単位/日 3 回	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		5 単位/月	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		78 単位/月	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1	1 単位/月	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）に加え勤務する医療従事者の賃金改善を強化する必要がある訪問看護ステーションにおいて賃金の改善を実施している場合
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2	2 単位/月	
	略		
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18	50 単位/月	
乳幼児加算		1 日につき 150 単位算	6 歳未満の乳幼児に対し指定訪問看護を行った場合

（別表２－４）

[自費利用およびその他の費用]　　自費利用の場合は、介護保険利用料金 10 割負担となる。

	種別	利用料金		摘要
介護保険利用対象の方	訪問看護費	(1)看護師が訪問看護を行った場合		・自費利用の場合は、介護保険利用料金の 10 割負担。
		・所要時間が 20 分未満の場合	¥3,140／1 回	
		・所要時間が 30 分未満の場合	¥4,710／1 回	
		・所要時間が 30 分以上 1 時間未満の場合	¥8,230／1 回	
		・所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	¥11,280／1 回	
		(2)理学療法士が訪問看護を行った場合	¥2,940／20 分	
	時間外加算 早朝・夜間加算	訪問看護費 ⑴　早朝・夜間の場合	 ¥2,100 加算／1 回	・早朝　6：00～ 7：59 ・夜間　18：00～21：59
	時間外加算 深夜加算	訪問看護費 ⑴　深夜の場合	 ¥4,200 加算／1 回	・深夜　22：00～ 5：59
	その他費用	エンゼルケア（自宅で看取られる方）	¥11,000	
	種別	利用料金		摘要
医療保険利用対象の方	訪問看護費	(1)看護師が訪問看護を行った場合	¥8,550／1 回	・自費利用の場合は、医療保険利用料金の 10 割負担。
	時間外加算 早朝・夜間加算	訪問看護費 ⑴　早朝・夜間の場合	 ¥2,100 加算／1 回	・早朝　6：00～ 7：59 ・夜間　18：00～21：59
	時間外加算 深夜加算	訪問看護費 ⑴　深夜の場合	 ¥4,200 加算／1 回	・深夜　22：00～ 5：59
	その他費用	エンゼルケア（自宅で看取られる方）	¥11,000	

（別表２－５）

次にあげる訪問看護加算は、ケアマネジャーの作成する（介護予防）居宅サービス計画書（ケアプラン）等に

基づいて、利用者の同意を得て算定する。

介護保険		□緊急時訪問看護加算 1（別表２－１参照） □緊急時訪問看護加算 2（別表２－１参照）	600 単位 574 単位
	特別管理加算（別表第８）	＜重症度の高いもの＞□在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方 □気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある方	500 単位
		□在宅自己腹膜灌流指導管理　□在宅血液透析指導管理　□在宅酸素療法指導管理 □在宅中心静脈栄養法指導管理　□在宅成分栄養経管栄養法指導管理　□在宅自己導尿指導管理 □在宅人工呼吸指導管理　□在宅持続陽圧呼吸療法指導管理　□在宅自己疼痛管理指導管理 □在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方 □人工肛門、人工膀胱を設置している状態の方 □真皮を越える褥瘡（NPUAP 分類Ⅲ度・Ⅳ度又は DESIGN 分類 D3,D4,D5）状態にある方 □在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	250 単位
		□訪問看護ターミナルケア加算	2,500 単位
医療保険		□24 時間対応体制加算イ（別表２－２参照） □24 時間対応体制加算ロ（別表２－２参照）	680 単位 652 単位
	特別管理加算（別表第８）	＜重症度の高いもの＞□在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方 □気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある方	500 単位
		□在宅自己腹膜灌流指導管理　□在宅血液透析指導管理　□在宅酸素療法指導管理 □在宅中心静脈栄養法指導管理　□在宅成分栄養経管栄養法指導管理　□在宅自己導尿指導管理 □在宅人工呼吸指導管理　□在宅持続陽圧呼吸療法指導管理　□在宅自己疼痛管理指導管理 □在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方 □人工肛門、人工膀胱を設置している状態の方 □真皮を越える褥瘡（NPUAP 分類Ⅲ度・Ⅳ度又は DESIGN 分類 D3,D4,D5）状態にある方 □在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	250 単位
		□訪問看護ターミナルケア加算	2,500 単位

【その他、利用料に係る費用について】

（1） 交通費

通常の実施地域を越えて行う事業の提供に要した交通費は、その実費をいただくこととする。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超える地点から 1km ごとに 20 円をいただくものとする。

（2） キャンセル料

当日及び訪問してからのキャンセルについては、予定訪問看護サービス報酬の 10 割をお支払いいただくものとする。

（3） （1）、（2）についてのお支払いは、毎月請求時に利用料と一緒にいただくものとする。

（別　表３）

いわき市	常磐、内郷、平、泉、遠野、好間

（別　表４）

利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

利用者相談窓口 担当者　山野　早苗	利用時間　平　日　午前８：30～午後５：00 利用方法　電　話　０２４６(４２)３１８８
常磐・遠野地区保健福祉センター 常磐支所１階（常磐湯本町吹谷 76-1）	利用時間　平　日　午前８：30～午後５：00 利用方法　電　話　０２４６(４３)２１１１
いわき市保健福祉部 介護保険課	利用時間　平　日　午前８：30～午後５：00 利用方法　電　話　０２４６（２２）７４６７
福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	利用時間　平　日　午前９：00～午後４：00 利用方法　電　話　０２４（５２８）００４０